

## 第67回定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

### グローブライド株式会社

監査等委員会及び会計監査人の監査を受けた本開示書類は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.globeride.jp/ir/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供するものであります。

## 連 結 注 記 表

- I. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- II. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
1. 連結の範囲に関する事項
    - (1) 連結子会社  
連結子会社は、26社であります。  
(主要な連結子会社の名称)  
ダイワ・コーポレーション、ダイワセイコー (タイランド) Co.,リミテッド、ダイワ・スポーツ・リミテッド、ダイワ・ベトナム・リミテッド、(株)ワールドスポーツ、ウインザー商事(株)
    - (2) 非連結子会社  
(株)オプティマ他2社  
(理由) (株)オプティマ他2社は、グループとの取引は僅少であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金のうち持分相当額等はそれぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。
  2. 持分法の適用に関する事項
    - (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社  
該当ありません。
    - (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社  
(株)オプティマ他2社  
(理由) (株)オプティマ他2社は、グループとの取引は僅少であり、当期純損益及び利益剰余金のうち持分相当額等はそれぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。
  3. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
国内連結子会社7社の決算日は2月末日、在外連結子会社19社の決算日は12月末日であります。いずれも連結決算日との差異は3ヶ月以内であるため、取引上の重要な差異を調整した上、各社の決算日をもって連結処理を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

時価法

ただし、ヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しております。

###### ③ 棚卸資産

主として、先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性低下による簿価切下げの方法）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

〈当社及び国内連結子会社〉

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

〈在外連結子会社〉

定額法

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、主として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社グループは、釣用品の製造・販売・サービスに加え、ゴルフ用品、ラケットスポーツ用品、サイクル用品の提供を行っております。顧客による検収を要しない製品の販売については、通常、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することで履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。またサービスの提供は、主に製品のメンテナンスサービスとなっておりますが、サービスの履行義務が一時点で充足されると判断している為、製品販売同様に引渡時点で収益を認識しております。

### (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### ① 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

#### ② 退職給付に係る会計処理の方法

##### a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に

帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

c 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

#### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は売上高として認識していた金額の一部及び営業外費用に計上していた売上割引について、当連結会計年度より顧客に支払われる対価として、売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「売上割引引当金」「返品調整引当金」「ポイント引当金」は、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は506百万円減少し、売上原価は11百万円増加し、営業利益は518百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ78百万円増加しております。また、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は60百万円減少しております。

## 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## IV. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

		顧客との契約から生じる収益	その他の収益	外部顧客への売上高
報告セグメント	日本	75,125	－	75,125
	米州	10,110	－	10,110
	欧州	13,553	－	13,553
	アジア・オセアニア	21,894	－	21,894
合計		120,684	－	120,684

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残額等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	10,962
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	11,518
契約負債 (期首残高)	708
契約負債 (期末残高)	676

連結貸借対照表上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、当社グループが付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高と前受金残高となっております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年以内の契約について実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

V. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

VI. 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	419百万円
売掛金	10,720百万円

2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

短期借入金260百万円、1年内返済予定の長期借入金20百万円、長期借入金143百万円の担保に供している資産は、次のとおりであります。

現金及び預金	10百万円
土地	74百万円
投資その他の資産－その他	118百万円
合計	202百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 31,581百万円

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

なお、再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は△461百万円であります。

## Ⅶ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	12,000,000	12,000,000	—	24,000,000

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加12,000,000株は、株式分割によるものであります。

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金の支払

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	459	40.00	2021年3月31日	2021年6月8日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	459	40.00	2021年9月30日	2021年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通 株式	688	利益 剰余金	30.00	2022年3月31日	2022年6月8日

### 3. 株式引受権に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。



## Ⅷ. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、信用管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期借入金）及び設備投資資金（長期借入金）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を図っております。

なお、デリバティブは外貨建ての営業債権債務及び借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 受取手形及び売掛金	11,140		
(2) 電子記録債権	377		
貸倒引当金 (*2)	(392)		
差引 計	11,125	11,125	—
(3) 投資有価証券(その他有価証券)	4,868	4,868	—
(4) 支払手形及び買掛金	(6,235)	(6,235)	—
(5) 電子記録債務	(8,816)	(8,816)	—
(6) 短期借入金			
①短期借入金	(11,919)	(11,919)	—
②1年内返済予定の長期借入金	(3,768)	(3,812)	44
(7) 未払金	(3,933)	(3,933)	—
(8) 未払法人税等	(2,218)	(2,218)	—
(9) 長期借入金	(5,017)	(4,996)	△20
(10) デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3	3	—
ヘッジ会計が適用されているもの	70	70	—

- (\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。  
 (\*2) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。  
 (\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,868	-	-	4,868
デリバティブ取引				
通貨関連	-	74	-	74
資産計	4,868	74	-	4,942

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	-	11,140	-	11,140
電子記録債権	-	377	-	377
資産計	-	11,518	-	11,518
支払手形及び買掛金	-	6,235	-	6,235
電子記録債務	-	8,816	-	8,816
短期借入金	-	15,732	-	15,732
未払金	-	3,933	-	3,933
未払法人税等	-	2,218	-	2,218
長期借入金	-	4,996	-	4,996
負債計	-	41,933	-	41,933

(注1) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明に関する事項

現金及び預金

これらは時価と帳簿価格が近似しており、注記を省略しております。

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。ただし、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引先金融機関等から提示された価格等によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金①短期借入金、未払金並びに未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。ただし、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

短期借入金②1年以内返済予定の長期借入金、並びに長期借入金

これらの時価については、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として

処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### デリバティブ取引

これらの時価は為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。尚、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記長期借入金参照）

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額83百万円）は、市場価格がないため「投資有価証券(その他有価証券)」には含めておりません。

#### IX. 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,624円71銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 416円62銭   |

(注) 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

#### X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 個 別 注 記 表

- I. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券
- ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
- ・市場価格のない株式等以外のもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法
- (2) デリバティブ  
時価法  
ただし、ヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しております。
- (3) 棚卸資産  
先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法  
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法  
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### 3. 引当金の計上の方法

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社は、釣用品の製造・販売に加え、ゴルフ用品、ラケットスポーツ用品、サイクル用品の提供を行っております。顧客による検収を要しない製品の販売については、通常、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することで履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。

## 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

## Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は売上高として認識していた金額の一部及び営業外費用に計上していた売上割引について、当事業年度より顧客に支払われる対価として、売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「売上割引引当金」「返品調整引当金」は、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高は73百万円増加し、売上原価は48百万円増加し、営業利益は24百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ26百万円増加しております。また、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は129百万円減少しております。

### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

#### IV. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「IV. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### V. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

#### VI. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	15,769百万円
2. 保証債務	
子会社の金融機関等からの借入等に対する債務保証	7,105百万円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	5,769百万円
長期金銭債権	1,260百万円
短期金銭債務	3,209百万円
長期金銭債務	1百万円
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 なお、再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は△461百万円であります。	

#### VII. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

1. 営業取引	
(1) 売上高	15,150百万円
(2) 仕入高	7,795百万円
(3) 販売費及び一般管理費	3,122百万円
2. 営業取引以外の取引	
(1) 営業外収益等	1,816百万円
(2) 営業外費用等	5百万円

#### VIII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	1,036,139株
------	------------



## IX. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

投資有価証券評価損	283百万円
子会社株式評価損	768百万円
子会社支援損失	369百万円
退職給付引当金	1,381百万円
その他	759百万円
繰延税金資産小計	3,561百万円
評価性引当額	△1,598百万円
繰延税金資産合計	1,963百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△875百万円
繰延ヘッジ損益	△21百万円
繰延税金負債合計	△896百万円
繰延税金資産の純額	1,066百万円

## X. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円) (注2)
子会社	ダイワ・ベトナム・リミテッド	(所有) 直接100.0	当社製品 の製造先	債務保証 (注1)	1,750	—	—
	ダイワ・ジャーマニーGmbH	(所有) 直接100.0	当社製品 の販売先	債務保証 (注1)	1,641	—	—
	ダイワ・コーポレーション	(所有) 直接100.0	当社製品 の販売先	債務保証 (注1)	1,841	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 債務保証は、すべて銀行からの借入等について連帯保証を行っているものであります。なお、保証料として債務保証使用実績の平均残高の0.2%を受け取っております。  
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

## XI. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,006円69銭
- 1株当たり当期純利益 209円98銭

(注) 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。